

岩手県教育委員会公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県教育委員会
教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会公文例式規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公文例式規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(準用及び読替え)</p> <p>第2条 公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）第2条、第3条及び第5条から第11条までの規定は、前条第1号から第8号までの公文の例式及び規則の起案の要領について準用する。この場合において、同訓令中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="142 952 772 1102"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>法務学事課総括課長</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		<u>法務学事課総括課長</u>	[略]	[略]		<p>(準用及び読替え)</p> <p>第2条 公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）第2条、第3条及び第5条から第11条までの規定は、前条第1号から第8号までの公文の例式及び規則の起案の要領について準用する。この場合において、同訓令中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 952 1461 1102"><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td><u>総務室長</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]		<u>総務室長</u>	[略]	[略]	
[略]													
<u>法務学事課総括課長</u>	[略]												
[略]													
[略]													
<u>総務室長</u>	[略]												
[略]													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。